第３章　武力攻撃事態等への対処

第１節　事態対処の実施体制

○　都は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の設置指定に基づき、都対策本部を設置し、関係機関と連携協力して、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を総合的に推進する。

１　東京都国民保護対策本部

○　都対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成 17 年東京都条例第 18 号）、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則」（平成 18 年東京都規則第 108 号）に基づき行う。

（１）役割

○　都対策本部は、都、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が、東京都の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（２）組織及び構成

○　都対策本部に、本部長室、局、地方隊を置く。
- 本部長室は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- 都対策本部の局に局長を、地方隊に地方隊長を置く。
- そのほか都対策本部には、本部派遣員、その他職員を置く。

○　都対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施のため、現地対策本部を置く場合がある。

【別紙２】都対策本部の構成及び職務

（３）各組織の所掌事務

①　本部長室

名　称	所　掌　事　務
本　部　長　室	本部長室は、次の事項について都対策本部の基本方針を審議策定する。 ・　国民保護措置全体にわたる都の対処基本方針に関すること。 ・　重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・　避難の指示及び緊急通報の発令に関すること。 ・　救援の実施に関すること。 ・　公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。 ・　現地対策本部の設置に関すること。 ・　局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・　自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ・　国、他道府県、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 ・　国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。 ・　前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

②　各局

【別紙３】各局の分掌事務

③　地方隊

名　　称	管　轄　区　域	所　掌　事　務
大　島　地　方　隊	大島支庁の管轄区域 （大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は都対策本部の事務を分掌する。
三　宅　地　方　隊	三宅支庁の管轄区域 （三宅村、御蔵島村）	
八　丈　地　方　隊	八丈支庁の管轄区域 （八丈町、青ヶ島村）	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域 （小笠原村）	

○　都対策本部長は、地方隊長が実施する事務を支援し、本部長室及び局との連絡調整を行うため、現地派遣所を設置することができる。

・　現地派遣所長…本部長が本部職員の中から指名
・　現 地 派 遣 員…本部長が指名する者又は地方隊長が指名する地方隊の隊員

④　現地対策本部

区　分	内　　容
構　　成	現地対策本部長　　本部長が、副本部長又は本部員の中から指名 現地対策副本部長　　本部長が指名する本部の職員 現地対策本部員　　本部長が指名する者 現地対策本部派遣員　　関係機関の長が指名する職員
所掌事務	１　災害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ２　区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ３　現地職員の役割分担及び調整に関すること。 ４　自衛隊の部隊等の派遣に係る意見具申に関すること。 ５　本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。 ６　各種相談業務の実施に関すること。 ７　その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。
設置場所	被災現地周辺又は区市町村庁舎等

（４）都対策本部長の権限

○　都対策本部長は、都の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使する。

①　都の区域内の国民保護措置に関する総合調整

②　国の対策本部長に対する総合調整の要請

③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め

④　国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

⑥　警視庁及び都教育委員会に対する措置の実施の求め

【別紙４】都対策本部長の権限

（５）都対策本部の設置場所

○　都対策本部は、東京都防災センターに設置する。
東京都防災センターが被災等により使用不能な場合は、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. １）」を準用して都対策本部を設置するものとする。

・　代替施設の考え方（東京都災害対策本部の場合、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. １）」）として、都防災センターが使用不可能な場合、第一本庁舎、第二本庁舎の順に、災害対策本部機能を使用可能な会議室等に移転する。都庁舎が使用不可能な場合、防災行政無線等の機能を

有した立川地域防災センターに移転する。
・　代替施設の選定に当たっては、鉄道等公共交通機関の被災状況、職員の移動手段の確保状況等を勘案して決定する。
・　都防災センターの機能が回復した場合には、速やかに都防災センターへ災害対策本部機能を戻す。
・　各局等においても、非常時優先業務の実施に必要となる機能を特定し、執務室が被害を受けた場合を想定して、当該機能を維持するための対策をあらかじめ定めておく。

○　知事は、都の区域内に都対策本部を設置することができない場合、避難先地域を管轄する知事と協議し、その了解を得て、避難先地域に都対策本部を設置することとする。

（６）都対策本部の設置及び体制の確立

①　都対策本部の設置

○　国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置
　その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定

○　知事は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して対策本部の設置指定通知を受けた場合、直ちに都対策本部を設置
・　都対策本部担当職員は、直ちに、都対策本部設置の旨を各局に通知するとともに、区市町村及び指定地方公共機関に通知
・　都対策本部長（知事）は、特に必要があると認める場合は、指定地方行政機関等に対して職員の派遣を要請
《派遣の求め先》
・　指定地方行政機関
・　東京都を警備区域とする陸・海・空自衛隊
・　都内の区市町村
・　指定公共機関、指定地方公共機関

○　都対策本部設置の指定要請
　知事は、いまだ都対策本部の設置指定が行われていない場合において、都における措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、総務省消防庁を経由して、内閣総理大臣に対して、都対策本部設置の指定を要請する。

②　都対策本部会議の開催

○　都対策本部長は、都対策本部設置後、直ちに都対策本部会議を開催し、武

力攻撃事態等の状況認識を共有するとともに、国の対処基本方針、庁内及び関係機関等からの情報等を踏まえて、都において実施する国民保護措置の全体的な方針となる「東京都国民保護措置方針」を策定する。

≪東京都国民保護措置方針で定める事項≫

- 都の区域と周辺地域における武力攻撃事態等の状況
- 避難、救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定など、都が行う国民保護措置の全体に関する方針
- 避難準備等緊急に対応すべき事項に関すること。
- その他特に留意すべき事項

③　都対策本部体制の確立

ア　本部長室、局等の体制確保

○　都対策本部長は、（２）組織及び構成、（３）各組織の所掌事務に基づき、本部長室、局、地方隊の体制を確立する。

また、都対策本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、災害対策本部の場合に準じて、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置するものとする。

イ　都対策本部職員の配備（非常配備態勢）

○　都対策本部長は、各局長又は地方隊長に対して、あらかじめ定める「非常配備態勢の基準」に基づき、非常配備態勢を指令し、局長、地方隊長及び都対策本部の職員を配備する。

○　各局長及び地方隊長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、各局長があらかじめ定める「非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領」に基づき、所属職員に対して分掌、配置場所、配備時間、土曜・休日等の対応等を指示する。

ウ　都対策本部の情報連絡体制

○　都対策本部は、「関係機関」の担当部署を窓口として情報連絡を行う。

情報連絡に当たっては、第６章第１節「４　通信連絡体制の整備」（130ページ）の通信連絡の系統、手段・システムを用いる。

【別紙５】通信連絡系統図

エ　都対策本部における広報体制

○　武力攻撃事態等において住民に適時・的確に情報提供を行うため、広報は、都対策本部で一元的に行うこととし、危機管理監が統括する。

○　広報は、広報紙、都が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見・発表、

問合せ窓口の開設、ホームページやＸ（旧 Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。

○　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
　また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、都民の冷静かつ安全な行動を促す。

○　都は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行う。
　放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。
　なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

オ　知事の記者会見

○　都対策本部において重要な方針を決定した場合など、その重要性に応じて、直ちに、知事自ら記者会見を行う。

カ　都民の相談窓口の開設

○　都は、都対策本部を設置したときは、常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎等に臨時相談所を設置し、被災者の生活などに関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。
　また、被災外国人等からの外国語による問合せ等に対応するため、外国人相談窓口を開設する。

○　大規模かつ広域な災害の場合は、都関係部局及び関係機関による総合相談所を開設する。

キ　通信連絡の確保

（ア）通信連絡手段の確保

○　都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。

○　都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。

○　通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、ＦＡＸ、東京都災害情報システム及び画像伝送システムを使用して行うほか、閉域ＬＴＥ端末、携帯電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の通

信手段の活用も図る。

○　東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施する。
- 全回線又は任意の回線についての時限統制
- 任意の話中回線への割込み通話や、その回線の強制切断

（イ）通信連絡手段の機能確認

○　都は、必要に応じ、情報連絡手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

（７）都対策本部の廃止

○　知事は、内閣総理大臣から都対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、都対策本部を廃止する。

○　知事は、都対策本部を廃止したときは、都対策本部の設置に準じて、区市町村、指定地方公共機関等に通知する。

○　都対策本部の廃止に伴い、都現地対策本部を廃止する。

（８）突発的な事態発生

○　国による事態認定前(*)に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

○　具体的な対処は、第５章第１節「２　都緊急対処事態対策本部設置指定が行われる前にテロが発生した場合」（114 ページ～）による。

(*) この時点では、都は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

２　関係機関との連携

○　都は、国、他の道府県、区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と連携協力し、国民保護措置を実施する。

（１）国の対策本部との連携

○　都は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合、都は、原則として、総務省消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

○　都は、特に緊密な連携を確保する必要がある場合は、国と協議し、連絡職員の派遣を行うものとする。

○　都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。
　また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、都対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

（２）国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携

①　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する措置実施の要請

○　知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

≪区市町村長から措置実施の要請の求めがあった場合≫

○　知事は、区市町村長から①の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して要請を行うなど適切な措置を講ずる。

②　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

○　知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

○　知事は、前項の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合など

(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

○　都の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

≪区市町村が派遣要請を行う場合の経由≫

○　都は、区市町村が職員の派遣要請を行うに当たり、その需要を取りまとめ、指定行政機関等に要請する。(*)

（３）自衛隊との連携

①　自衛隊の部隊等の派遣要請等

○　知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。(**)

○　要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

≪想定される自衛隊の国民保護措置の内容≫

- 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）
- 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
- 武力攻撃災害の応急復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧等）

≪要請に当たり明示すべき事項≫

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

≪区市町村長からの求めに応じた派遣要請≫

○　知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を

(*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、区市町村は直接指定行政機関等に要請できる。

(**) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

②　派遣部隊との意思疎通

○　知事は、国民保護措置を円滑に行うため、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、都対策本部派遣員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

（４）消防の応援等

①　消防庁長官に対する消防の応援等の要請

○　知事は、都内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等を要請する。

②　消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

○　知事は、都が被災していない場合において、消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合、消防総監又は都内の消防本部を設置する市町村長に対して応援出動等の措置を講ずるよう指示する。

③　市町村長に対する指示

○　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、都内の消防本部を設置する市町村長若しくはその消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

（５）区市町村との連携

①　国民保護措置に関する総合調整

○　都対策本部長は、区市町村対策本部長から、国民保護措置に係る総合調整の要請を受けたときは、関係機関の意見を聴くなどして、必要な調整を行う。

②　区市町村長の求めに応じた協力

○　知事は、区市町村長から国民保護措置の実施に関して応援の求めがあった場合は、求められた応援が実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

③　区市町村長からの職員の派遣要請

○　知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

④　区市町村長からの職員派遣のあっせん要請

○　知事は、区市町村長から職員の派遣についてあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

⑤　各機関に対する要請に係る区市町村からの求めへの対応

・　指定行政機関、指定地方行政機関に対する措置実施の要請の求め ⇒上記（２）①のとおり
・　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請の求め ⇒上記（２）②のとおり
・　防衛大臣に対する派遣要請の求め ⇒上記（３）①のとおり

⑥　区市町村の事務の代行

○　知事は、武力攻撃災害の発生により、区市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該区市町村の長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行する。

○　知事は、区市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

（６）指定公共機関・指定地方公共機関との連携

①　指定公共機関、指定地方公共機関からの応援の求め

○　都は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、求めに応じることが極めて困難な場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、求めに応じた応援を行う。

②　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

○　都は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

（７）他の道府県との連携

①　他の道府県との間の応援

○　都は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の道府県に対して応援を求める。

○　都は、他の道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○　応援を求める道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

○　都が他の道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じて応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について総務省消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。ただし、都公安委員会が、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条の規定に基づき警察庁又は他の道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

②　広域的な応援協定等に基づく連携

○　都は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合、あらかじめ締結する「相互応援協定」等に基づき、避難、物資及び資材の提供並びに救援等の国民保護措置に関して応援を求め、又は応援をする。

○　特に、首都圏を構成する九都県市に関しては、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互に連携・協力するものとする。

③　事務の一部の委託

○　都が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・　委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

○　他の道府県に対する事務の委託を行った場合、都は、上記事項を公示するとともに、総務省消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告

する。

④　職員の派遣要請

○　都は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の道府県に対して、職員の派遣を要請する。

（８）現地連絡調整所の設置

○　都は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

≪参加機関の例≫

警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都区市町村、自衛隊など現地で活動している機関

≪実施内容≫

- 被災状況や各機関の活動状況の把握
- 各機関が有する情報の共有
- 現地における活動の連携のための調整　等

（９）住民への協力要請

○　都は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導（第３節「２　避難の指示」（45 ページ））
- 避難住民等の救援（第４節「２　救援に関する措置」（67 ページ））
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（第５節「２　住民の協力」（82 ページ））
- 保健衛生の確保（第５節「２　住民の協力」（82 ページ））

※　協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（10）自主防災組織への協力要請等

①　自主防災組織に対する協力要請

○　都は、住民への協力要請と同じく、自主防災組織に対して、必要な援助について要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

②　自主防災組織に対する支援

○　都は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に要する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

○　特に、都内には超高層ビル（事業所）や大規模集客施設が多いことを踏まえ、自主防災組織や施設管理者が行う従業員や来場者の避難誘導等が円滑・迅速に行われるように、的確な情報提供を行うなど、必要な支援を行う。

(11) ボランティア活動への支援

○　都は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、その技能等の効果的な活用を図る。

○　都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンター(*)を設置し、区市町村災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。

○　都は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

(12) 米軍への協力依頼等

○　米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成 18 年９月 21 日付閣副安危第 300 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。

○　特に、横田基地については、平素からの協議に基づき、次のような協力を求める。
- 突発的に事態が発生した場合の迅速な事態把握、情報交換
- 基地内日本人従業員に対する警報等の伝達
- 住民等の避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行
- 平素からの意見交換を踏まえた相互協力　等

(*) 区市町村と連携して、ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置、東京ボランティア・市民活動センターが市民活動団体と協働で運営する災害ボランティアセンター

３　被災情報の収集・報告

○　都は、東京都災害情報システム、高所カメラ、防災行政無線、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

○　警視庁は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

　東京消防庁は、救出、救助に当たっている現場において情報収集するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

○　都は、被災情報の収集に当たっては、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

○　都は、自ら収集し、又は区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに総務省消防庁に報告する。（*）

○　都は、第一報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に続報を求めることとし、収集した情報を電子メール、ＦＡＸ等により総務省消防庁が指定する時間に報告する。

　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務省消防庁に報告する。

○　警視庁は、収集した情報を都対策本部に連絡するとともに警察庁に速やかに連絡する。

○　都は、収集・整理した被災情報を区市町村等と共有するよう努める。

【別紙６】被災情報の収集・報告系統

（*）区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告し、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。

　指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努め、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

４　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理(*)

（１）国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

①　赤十字標章等

ア　赤十字標章

第一追加議定書（1949 年のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ））第８条（1）に規定される標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）(**)

イ　信号

第一追加議定書第８条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報）

ウ　身分証明書

第一追加議定書第 18 条３に規定される身分証明書

エ　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等

②　特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第 66 条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ　身分証明書

第一追加議定書第 66 条３に規定される身分証明書

ウ　識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

（２）赤十字標章等の交付及び管理

(*)【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】
1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(**) 赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章は、日本では通常使用されない（赤新月の標章は、イスラム教国において使用）。これらの標章は、海外からの医療チームを受け入れる場合等に限定して利用する。

①　知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等(*)に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア　避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

②　知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア　医療機関である指定地方公共機関

イ　区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

（３）特殊標章等の交付及び管理

①　知事、警視総監及び消防総監は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア　知事
- 国民保護措置に係る職務を行う都の職員（特別区の消防団員を含む。）
- 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　警視総監
- 国民保護措置に係る職務を行う警視庁の職員
- 警視総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 警視総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　消防総監
- 国民保護措置に係る職務を行う東京消防庁の職員
- 消防総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(*)「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成17年８月２日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）により定められている。

②　知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

５　国民の権利・利益の救済に係る手続

（１）権利・利益の迅速な救済

○　都は、都対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応する総合的な窓口を開設する。

救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部署が行う。

【別紙７】国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧

（２）文書の適切な保存

○　都は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、都文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

○　また、国民の権利・利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

○　なお、これらの文書は、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。